

事業主様へのお知らせ（2022年以降のiDeCo制度改正について）

2022年以降、iDeCoについて事業主様に関連する以下のような制度改正が行われます。

1. 企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」という）加入者のiDeCo加入の要件緩和（2022年10月）
2. 企業型DC、iDeCoの拠出限度額に確定給付企業年金（以下、「DB」という）等の他制度（※1）ごとの掛金相当額を反映（2024年12月）

（※1）「確定給付企業年金（DB）等の他制度」とは、DB、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。

詳しくは以下の厚生労働省のホームページをご参照ください

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html>

1. 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和（2022年10月以降）

企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げ（月額5.5万円→3.5万円）がなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。（※2）

（※2）企業型DCの加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を選択している場合や、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、iDeCoには加入できません。

これにあわせて、企業型DCの事業主掛金（※3）とiDeCoの掛金を合算し、全体として月額5.5万円（DB等の他制度にも加入している場合は2.75万円）に収まるよう掛金の拠出枠を管理する仕組みを構築します。（※4）

（※3）企業型DCの掛金額は2022年10月から記録関連運営管理機関（以下、「RK」という）から国民年金基金連合会に連携されます。

（※4）但し、iDeCoの拠出限度枠は月額2.0万円（DB等の他制度にも加入している場合は1.2万円）となります。

<掛金合算にあたってのお願い>

企業型DCのRKと国民年金基金連合会に登録されている各加入者の方の基礎年金番号・生年月日・性別が相違しておりますと、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金を合算した拠出枠の管理ができず、iDeCoの掛金拠出が停止される場合があります。

事業主の皆様におかれましては、RKに登録している企業型DC加入者の基礎年金番号・生年月日・性別に誤りがないか、今一度ご確認をお願いいたします。

1) 加入時等の「事業主証明書」について

2022年10月の企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和に伴い、iDeCo加入希望による事業主証明書の発行依頼が増加することが想定されます。

事業主様には多大なご負担をお掛けしますが、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2) 年1回の加入資格の確認(第2号加入者の届出)について

- 法改正に伴い、加入者の方が第2号被保険者であること(日本年金機構からの連携)、企業型DC加入者であること(RKからの連携)、については、国民年金基金連合会(以下、「国基連」という)で確認することができるようになります。

従いまして、iDeCoの月額掛金が1.2万円以下の方(※5)、企業型DCに加入されている方、については資格確認の対象外となります。

(※5)月額1.2万円超の掛金を拠出するためには、DB等の他制度に加入していないことを確認する必要がありますため。

- 事業主様宛の資格確認のお願い(1次工程)につきまして、2021年度まではRKと国基連が分担して行っておりましたが、2022年度から一元的に国基連で行います。

これにあわせて、2022年度より事業主宛の加入資格の確認(1次工程)については紙面を廃止し、オンラインによる回答方法の仕組みを構築する準備を進めております。

(なお、加入者宛の資格確認のお願い(2次工程)については従来通り紙面による回答方法といたします)

2. 企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映(2024年12月以降)

企業型DC、iDeCoの拠出限度額について、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律月額2.75万円と評価している点を見直し、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額(※6)を反映し、全体として5.5万円の拠出限度額とすることで、公平できめ細かな算定方式に改善が図られます。

(※6)他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとにその給付水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合はその合算となります。金額等の情報については企業年金連合会が整備するプラットフォーム(以下「PF」という)から国基連に提供されます。

企業年金に加入する者のiDeCoの拠出限度額の上限は、一律月額2万円(※7)となります。

「iDeCoの拠出額」と「事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)」との合計が「月額5.5万円の範囲内」となり、事業主の拠出額が3.5万円を超えると、その分、iDeCoの拠出限度額は2万円から減ることとなります。

(※7)共済組合員の方を含みます

1) 加入時等の「事業主証明書」について

「事業主証明書」については2024年12月以降廃止する方向で検討を進めております。

法改正に伴い、新たにDB等の他制度の情報についてもPFから提供されますので、これまで事業主様に証明いただいた資格要件について国基連で確認できるようになります。

従いまして、「事業主証明書」については廃止できる見込みです。ただし、事業主払込をされる従業員の方がいる場合は引き続き、事業主の方に登録事業所番号を記載頂く書類がございます。

2) 年1回の加入資格の確認(第2号加入者の届出)について

「加入時等の事業主証明書」と同様に2024年度より廃止する方向です。

以 上